

日本放送協会 理事会議事録

(平成26年11月25日開催分)

平成26年12月12日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成26年11月25日(火) 午前9時00分～9時50分

<出席者>

榑井会長、堂元副会長、塚田専務理事、吉国専務理事、石田専務理事、
板野専務理事、木田理事、下川理事、森永理事、井上理事、
浜田技師長
上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

榑井会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1225回経営委員会付議事項について
- (2) インターネット活用業務に係る実施基準の認可申請について
- (3) 平成26年度中間財務諸表・中間連結財務諸表について
- (4) 平成27年度予算編成方針

2 報告事項

- (1) 予算の執行状況（平成26年10月末）
- (2) 契約・収納活動の状況（平成26年10月末）
- (3) 「第47回衆議院議員総選挙」に伴う政見・経歴放送の編成計画および実施体制について
- (4) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (5) 「平成25年度業務報告書」に付する総務大臣の意見について
- (6) 平成26年度内部監査実施状況（4月～9月）

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1225回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

本日開催される第1225回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「インターネット活用業務に係る実施基準の認可申請について」、審議事項として「平成27年度予算編成方針」です。また、報告事項として「平成26年度中間財務諸表・中間連結財務諸表について」、「『平成25年度業務報告書』に付する総務大臣の意見について」、「予算の執行状況（平成26年10月末）」、「契約・収納活動の状況（平成26年10月末）」、および「地方放送番組審議会委員の委嘱について」です。さらに、その他の事項として「営業改革推進委員会の取り組みについて」です。

(会 長) 原案どおり決定します。

- (2) インターネット活用業務に係る実施基準の認可申請について
(経営企画局、メディア企画室)

平成26年6月27日に公布された「放送法及び電波法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）により、NHKのインターネット活用業務に関する規定が改正されました。これに伴い、改正法による改正後の放送法（以下「新放送法」）の施行に備えて、新放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準（インターネット実施基準）案を定め、

総務大臣に認可を申請したいと思いますので、審議をお願いします。

策定にあたっては、事前に実施基準の要綱を公表し、10月29日から11月11日まで意見募集を行いました。寄せられた意見も踏まえて検討を行い、以下の構成により実施基準案を取りまとめました。

第1部 総則

第2部 2号受信料財源業務

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施方法
- 3 試験的な提供
- 4 業務実施に要する費用
- 5 料金その他の提供条件
- 6 利用規約の作成等
- 7 個人情報等の保護

第3部 2号有料業務

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施方法
- 3 料金その他の提供条件
- 4 利用規約の作成等
- 5 個人情報等の保護
- 6 プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応
- 7 利用に関する契約の取り次ぎ
- 8 周知・広報活動

第4部 3号受信料財源業務

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施方法
- 3 料金その他の提供条件
- 4 業務実施に要する費用

第5部 3号有料業務

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施方法
- 3 料金その他の提供条件

第6部 共通事項

- 1 施行日

- 2 実施計画の策定・公表
- 3 実施状況に関する資料の作成・公表
- 4 実施状況の評価および改善
- 5 外部事業者の取り扱い
- 6 重複提供の回避
- 7 利用者からの意見・苦情等への対応
- 8 競合事業者等からの意見・苦情等への対応
- 9 広告の禁止
- 10 区分経理
- 11 有料配信業務の事業計画の策定
- 12 収支差が生じた場合の扱い
- 13 検討

本件が了承されれば、本日開催の第1225回経営委員会に諮り、議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

(石田専務理事) 業務の実施にかかる費用について、第2部「2号受信料財源業務」では、「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」とし、第4部「3号受信料財源業務」では、「年額1億円程度を上限とする」としてあります。パーセント表示と金額表示の違いがあるのはなぜですか。

(経営企画局) 第4部の「3号受信料財源業務」は、見込まれる費用が小さいため、受信料収入に対するパーセントで表示するとわかりにくい数字となってしまいます。そのため、こちらは金額での表示としています。

(森永理事) 上限の「2.5%」については、変動要素を考慮に入れて、「2.5%程度」と幅を持たせた表記とすることもできると思いますが、どのように考えていますか。

(経営企画局) 「2.5%」については、幅を持たせず明確なものにしたいと思います。予算の2.5%といった形で枠を定め、それを超えないように業務を実施していくといった運用を想定しています。

(会 長) 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(3) 平成26年度中間財務諸表・中間連結財務諸表について

(経理局)

平成26年度中間財務諸表・中間連結財務諸表について、審議をお願いします。

26年度の中間決算・中間連結決算については、11月11日開催の理事会で審議し、同日開催の第1224回経営委員会に報告したとおりです。今回、「平成26年度中間財務諸表」および「平成26年度中間連結財務諸表」として正式にまとめるとともに、それぞれの財務諸表に対して会計監査人の中間監査報告書を受領しました。

NHK単体の財務諸表に対する「独立監査人の中間監査報告書」では、「中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める」との意見が表明されています。また、連結財務諸表に対する「独立監査人の中間監査報告書」でも、同じく有用な情報を表示しているものと認めるとの意見が表明されています。

本件が決定されれば、本日開催の第1225回経営委員会に報告します。

(会 長) 原案どおり決定します。

(4) 平成27年度予算編成方針

(経理局)

平成27年度予算編成方針について、審議をお願いします。

本件は、27年度予算編成の基本的な考え方と収支構造、事業計画の概要を取りまとめたものです。

了承されれば、本日開催の第1225回経営委員会に審議事項として提出します。

なお、今後の経営委員会での予算審議日程については、12月9日に「収支予算編成要綱」として、事業計画の詳細や予算科目別の内訳など、各事項の予算額を提示し、審議事項として提出したいと考えています。その後、必要があれば予算の調整を行い、総務大臣に提出する収支予算、事業計画、資金計画からなる予算書について、1月に議決を求める予定

です。

(会 長) 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 予算の執行状況 (平成26年10月末)

(経理局)

平成26年10月末の予算の執行状況について報告します。

最初に、一般勘定の事業収支の全体概況を説明します。10月末の標準進捗率は58.3% (7か月/12か月) です。事業収入は3,934億円、進捗率が59.3%で、受信料が標準進捗率を上回るなど、全体として堅調な状況となっています。事業支出は3,710億円、進捗率が56.7%で、全体として標準進捗率を下回る支出状況となっています。この結果、事業収支差金は223億円の黒字となっています。

一般勘定の事業収支を前年同月と比較すると、事業収入は受信料の増収等により、87億円増の3,934億円となりました。事業支出は、受信対策費や給与等が減となった一方で、国内放送費や国際放送費等の増により、前年同月と比べ25億円増の3,710億円となりました。この結果、事業収支差金は、62億円増の223億円となり、堅調な状況です。

受信料の状況については、受信契約件数の増加により、前年同月に比べ100億円増加しました。受信契約件数については、営業改革の推進により、契約総数・衛星契約数ともに、年間増加目標に対し堅調に増加しています。

最後に、番組アーカイブ業務勘定の状況です。事業収入は、標準進捗率を下回りましたが、前年同月比0.7億円増の11.0億円となりました。事業支出は、権利処理に係る経費の削減など効率的な業務運営により、9.2億円に抑制しました。この結果、事業収支差金は、前年同月と比べ0.9億円改善し、1.7億円の黒字となっています。

本件は、本日開催の第1225回経営委員会に報告します。

(2) 契約・収納活動の状況 (平成26年10月末)

(営業局)

平成26年10月末の契約・収納活動の状況について報告します。

まず、10月の当年度分受信料収納額は501.6億円で、前年同時期を11.4億円上回りました。年間累計は3,671.5億円となり、前年同時期より83.9億円の増収となっています。

前年度分回収額は2.2億円で、前年同時期を0.1億円下回り、年間累計も47.1億円と、前年同時期を1.7億円下回っています。前々年度以前分回収額は2.4億円で、前年同時期を0.3億円下回り、年間累計も20.2億円と、前年同時期を3.1億円下回っています。

次に、10月の受信契約総数の増加状況は、取次数が26.0万件と前年同時期と同水準となり、減少数が20.6万件と前年同時期を0.2万件下回ったため、増加数は前年同時期を0.2万件上回る5.4万件となりました。年間累計増加数は39.1万件となり、前年同時期を0.1万件上回っています。

衛星契約数の増加状況は、取次数が14.8万件と前年同時期を0.6万件上回った一方、減少数も8.2万件と前年同時期を0.5万件上回ったため、増加数は前年同時期を0.1万件上回る6.6万件となりました。年間累計増加数は52.9万件となり、前年同時期を1.3万件上回っています。

最後に、10月の口座・クレジットカード支払い等の増加数は2.8万件で、前年同時期を0.2万件下回りました。年間累計増加数は46.7万件となり、前年同時期を0.6万件下回っています。

(3)「第47回衆議院議員総選挙」に伴う政見・経歴放送の編成計画および実施体制について

(編成局)

12月2日に公示され12月14日に投票が行われる「第47回衆議院議員総選挙」に伴う、政見・経歴放送の編成計画および実施体制について報告します。

政見・経歴放送の編成計画については、総合テレビとラジオ第1において視聴好適時間に編成するとともに、その公平かつ適切な実施に万全を期します。編成する期間については、原則として、公示の2日後の12月4日から投票日の2日前の12日までの期間のうち、日曜日を除く8日間に編成します。

放送回数については、公職選挙法などの規定により、比例代表政党政見放送は、名簿届出政党等の1回の放送単位を9分以内とし、名簿登載者の数に応じて、テレビでは2～8回のいずれかの偶数回、ラジオでは1～4回のいずれかの回数で放送します。ただし、東京都と北関東ブロックでは、テレビも1～4回のいずれかの回数としています。小選挙区政党政見放送は、都道府県ごとに行い、候補者届出政党の1回の放送単位を9分以内とし、その都道府県での届出候補者の数に応じて、テレビは1回または2～8回のいずれかの偶数回、ラジオは1～4回のいずれかの回数で放送しています。また、小選挙区経歴放送は、候補者1人について1回30秒以内とし、テレビは経歴単独の放送を1回、ラジオは経歴単独の放送を10回実施します。

具体的な編成時間帯については次のとおりです。比例代表政党政見放送は、全国11ブロックごとに、総合テレビでは、月～土曜の午前6時25分～6時55分や午後10時55分～11時25分などに、ラジオ第1では、月～土曜の午後0時30分～1時00分などに実施します。小選挙区政党政見放送は、都道府県ごとに、総合テレビでは、月～土曜の午前7時25分～7時55分や午後4時05分～4時35分などに、ラジオ第1では、月～土曜の午前8時05分～8時35分などに実施します。小選挙区経歴放送は、総合テレビでは、月～土曜の午前11時30分～11時40分などに、ラジオ第1では、月～土曜の午前11時50分～午後0時や午後7時45分～7時55分などに実施します。

なお、地域の人々が通常視聴している放送エリアの実情に応じて、小選挙区の政見・経歴放送を他県の放送局も中継放送してカバーする「出入中継」を今回も実施します。具体的には、ラジオ第1で、長崎放送局が実施する「小選挙区长崎県」の政見・経歴放送、および大分放送局が実施する「小選挙区大分県」の政見・経歴放送を、それぞれ福岡放送局でも放送します。

最後に、政見・経歴放送の実施体制については、放送総局長を本部長とし、編成局、広報局、放送技術局、技術局を中心に、その他の部局の応援も得ながら実施していきます。

(4) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
(木田理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

関東地方で高野孫左エ門氏（株式会社吉字屋本店 代表取締役社長）に、四国地方で田坂實氏（越智今治農業協同組合経営管理委員会 会長）に、平成26年12月1日付で新規委嘱します。

なお、四国地方の森映一氏（JA松山市 代表理事組合長）は、任期満了により、平成26年11月30日付で退任されます。

本件は、本日開催の第1225回経営委員会に報告します。

（5）「平成25年度業務報告書」に付する総務大臣の意見について （経営企画局）

平成26年6月に総務大臣に提出したNHKの「平成25年度業務報告書」は、総務大臣の意見が付され、26年11月21日の閣議を経て、国会に報告されました。この総務大臣の意見の内容について報告します。

意見では、「平成25年度は、平成24年10月に実施した受信料値下げの影響が通年化する中、受信料徴収の徹底や業務全般にわたる効率的な運営に努めた結果、収支予算を上回る182億円の収支差金を計上する等、おおむね所期の成果を収めたものと認められる。」としています。あわせて、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、外国人向けテレビ国際放送の強化、我が国の成長戦略の牽引力として期待される4K・8K等の先導的サービスの開発・普及の推進等については、引き続き、積極的な取組を進めることが期待される。」としています。

そのうえで、25年度にNHKが実施した業務について、NHKの平成25年度収支予算等に付した総務大臣の意見の主な項目に照らして特記すべき事項を、「放送番組の充実等」、「新しいメディア環境への対応」、「テレビ放送の完全デジタル化後の取組」、「経営改革の推進」、「受信料の公平負担の徹底等」、および「東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等」の6項目にわたって掲げています。

この内容は、11月25日開催の第1225回経営委員会に報告します。

（6）平成26年度内部監査実施状況（4月～9月） （内部監査室）

平成26年4月から9月にかけて各地の放送局や本部部局で実施した

定期監査、会長特命調査、関連団体監査（試行）の結果について報告します。

はじめに、定期監査の実施状況についてです。

定期監査を実施した放送局は、地域ブロックの拠点局が、名古屋と松山の2放送局、各ブロック域内の放送局が、岐阜、徳島、福島、京都、青森、甲府、室蘭、横浜、帯広、大津、静岡、長崎、鳥取の13放送局、合計15放送局です。また、定期監査を実施した本部部局は3部局です。26年度は、年度を通して放送局27局、本部14部局の監査を予定しています。定期監査を行った内容は、各部局の業務プロセスで、複数の部局で「重要度の高い要改善事項」がありましたが、それ以外の部局については、業務プロセスの管理状況は「適正」または「ほぼ適正」と判断しました。なお、要改善事項については、当該部局に改善を提案し、フォローアップで順次改善を確認しています。

次に、会長特命調査の実施状況についてです

会長特命調査を実施したのは、関連団体（子会社）の1つであるNHK出版と、残りの12の関連団体（子会社）です。NHK出版の調査内容は、他の不正行為の有無、不正抑止ルールの整備運用状況、NHKの指導・監督についてです。12団体の調査内容は、不正行為の有無、不正抑止ルールの整備運用状況、NHKの指導・監督についてです。要改善事項については改善を提案し、年内にフォローアップを実施します。

最後に、関連団体監査（試行）の実施状況についてです。

放送局監査にあわせて、NHKアイテックの支社・事業所・分室の関連団体監査（試行）を実施しました。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成26年12月 9日

会 長 靱 井 勝 人